

# 講師料助成事業のご案内

この事業は、各団体において原則として会員を対象に開催する研修会やセミナーの講師料を助成するものです。

## 1. 対象となる団体

- ① 豊田市ジェンダー平等推進センター登録団体  
(A ジェンダー平等推進団体 B 公共的団体 C その他の団体)
- ② 各種女性団体懇談会加盟団体

## 2. 対象事業と補助限度額

①-A ジェンダー平等 推進団体	(1)ジェンダー平等社会の推進啓発事業 上限 25,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 10,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで
②-各種女性団体 懇談会加盟団体	※(1)の内容に限り、上限額の範囲内で2回に分けて申請することができます。
①-B 公共的団体	(1)ジェンダー平等社会の推進啓発事業 上限 25,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 5,000円まで
①-C その他の団体	(3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで

※ 助成金額は上記金額を上限として、豊田市の講師料の基準に基づいて決定します。

※ その事業に対し市から補助金が支給されている場合は支給対象外です。

## 3. キラツとよたができる支援・・・上記(1)の場合のみ

- ①広報とよたへのPR記事掲載(都合により掲載できない場合もあります)
- ②キラツ☆とよたのホームページ等でのPR
- ③参加者募集チラシの公共施設への設置

## 4. 申請について

- ①年度内1回のみ申請ができます。(5月から翌年2月までに実施するものとします。3月に実施したい場合は事前にご相談ください。)
- ② 実施日の**2か月前までにキラツ☆とよたへ実施計画書を提出**してください。  
※講師の振込先が法人や勤め先の場合は、団体が作成した  
講師依頼書(依頼文)のコピーを添付してください。

## 5. 実施報告書について

事業実施後**2週間以内**にキラツ☆とよたへ**実施報告書を提出**してください。  
(開催内容のわかる**写真を2枚添付**してください。)  
※個人への振り込みの場合は、マイナンバー個人番号報告書の提出をお願いします。

## 6. 講師料の支払について

**実施報告書提出日以降**、講師の銀行口座へ直接振り込みます。

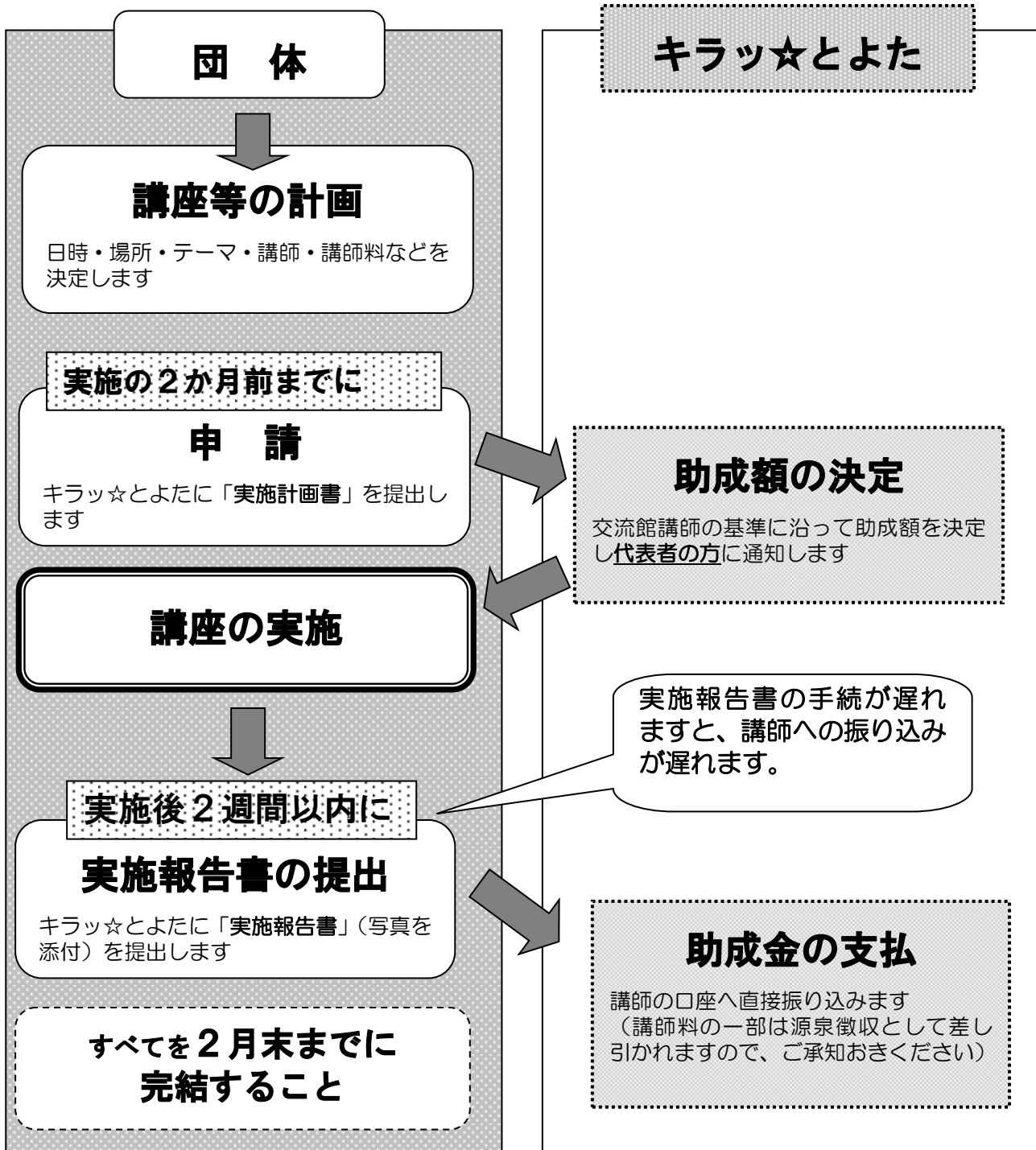
※支払には約1か月程度かかります。

裏面もご覧ください。

## 7. その他

- ① 講師料の助成は、実施する団体の会員以外の講師の場合に限ります。
- ② 原則として、実施する団体の会員を対象とした事業（自己研鑽など）に限ります。  
※上記（1）ジェンダー平等推進社会の推進啓発事業の場合は除きます。

### \*\*\*\*\* 手続きの流れ \*\*\*\*\*



【申請・問合せ先】キラッ☆とよた（豊田市ジェンダー平等推進センター）  
豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階  
電話 0565-31-7780